

浦添市ロゴマーク使用マニュアル

このマニュアルは、浦添市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するにあたり必要な事項を記載しています。

1. 使用目的

ロゴマークは、「浦添市の魅力づくり」「浦添市のPR・情報発信」「市民の郷土愛・一体感の醸成」等を目指す取り組みであれば、自由に使用できます。

ただし、次に該当する場合は使用できません。

- (1) 浦添市の信用や品位を損なうおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治、宗教、思想等の活動に使用しようとする場合
- (4) 使用者独自のものとして使用している印象を与えるおそれがある場合
- (5) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれのある場合
- (6) ロゴマークのイメージダウンになるおそれがある場合
- (7) (商用の場合) 浦添市が特定の商品・サービスなどの推奨や品質保証をしているような誤解を招くおそれのある場合
- (8) その他市長が不適切と認める場合

2. 使用できる者

- (1) 浦添市内に拠点（本店、支店等）を有する企業、団体等
- (2) 個人（市内外を問わない）
- (3) その他市長が認める者

3. 使用方法

浦添市ホームページから、データ（ai 又は jpeg）をダウンロードして使用してください。

- (1) 商用以外 → 浦添市への連絡は必要ありません。

1. 使用目的を確認の上、自由に使用してください。

- (2) 商用 → 浦添市へ申請を行い、承諾を得た後、使用してください。
詳しくは「浦添市ロゴマークの商用に係る手続きに関する要領」をご覧ください。

※商用：ロゴマークを使用した商品の販売など

4. 使用料

ロゴマークの使用料は、商用・非商用を問わず、無料です。

5. 呼称

ロゴマーク



えだこのまち
URASOE
市制施行50周年

シンボルマーク



ロゴタイプ

えだこのまち
URASOE
市制施行50周年

6. 種類

(1) 基本形

ア カラー



えだこのまち
URASOE
市制施行50周年

イ モノクロ



えだこのまち
URASOE
市制施行50周年

(2) 基本形以外の使用可能例

ア



イ



ウ



エ



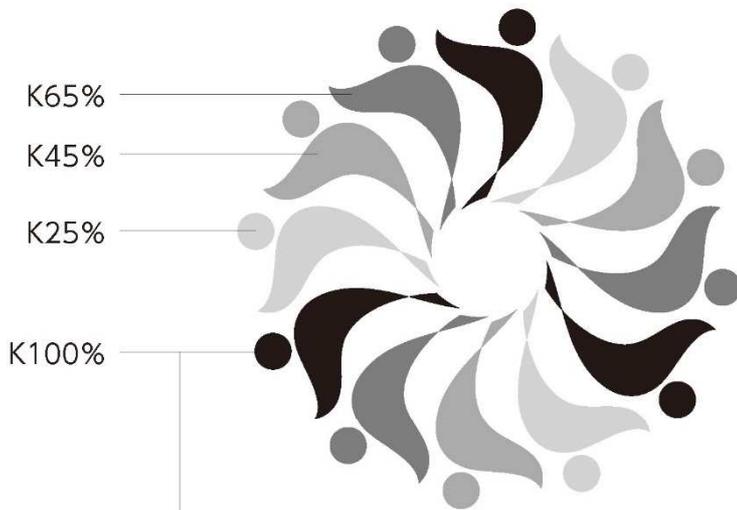
7. 色の指定



CMYK4色掛け合わせ

-  M100%・Y100%
-  C100%・M15%
-  M70%・Y100%
-  M40%・Y100%
-  K100%

えだこのまち
URASOE
市制施行50周年



- K65%
- K45%
- K25%
- K100%

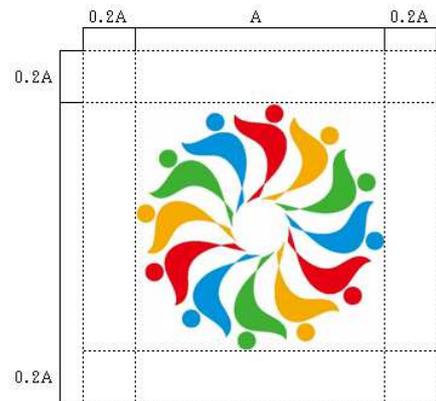
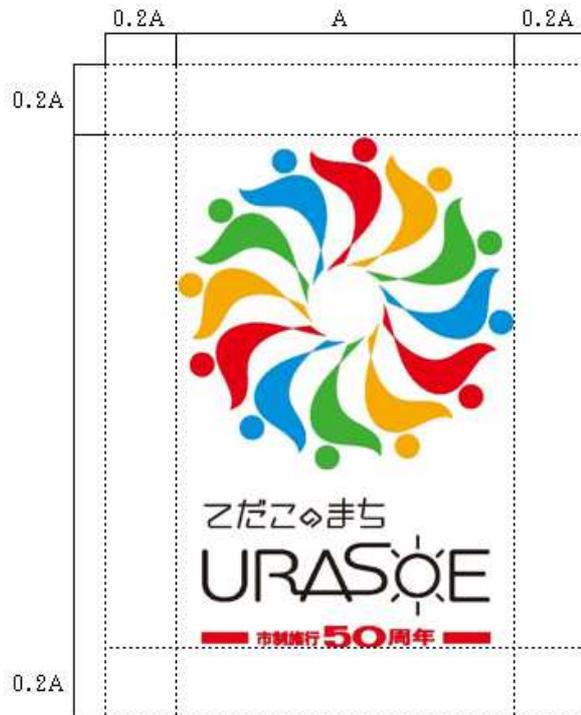
K (スミ)1色

-  K100%
-  K65%
-  K45%
-  K25%

えだこのまち
URASOE
市制施行50周年

8. アイソレーションエリア (余白)

ロゴマークの周囲にアイソレーションエリアを設けます。
アイソレーションエリア (点線の中) に文字や図形を入れて使用することはできません。



9. 背景色

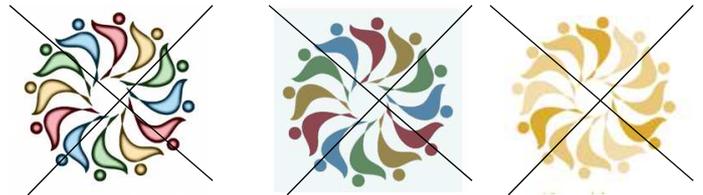
アイソレーションエリア内の色は、原則として白色とします。
ただし、背景色が淡色であり、ロゴマークの識別に支障がない場合
に限り、白色以外も可能とします。

10. 最小使用サイズ

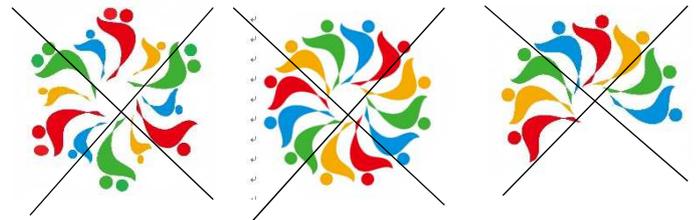
基準はありませんが、認識可能な範囲で使用してください。
特に、ロゴタイプの文字が認識可能な範囲で使用してください。

11. 禁止事項

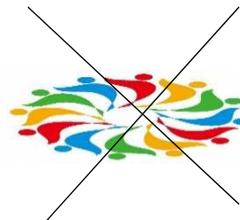
- (1) 色は、指定された色以外は
使用できません。



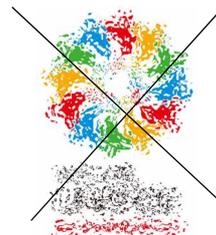
- (2) 変形（加工、回転、一部のみ使用等）
させて使用することはできません。



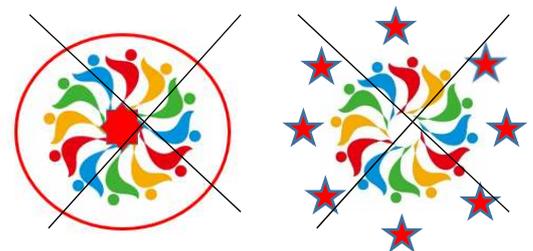
- (3) 縦・横の比率を変えて使用
することはできません。



- (4) 影、ぼかし、立体化などの効果を
加えて使用することはできません。



- (5) 他のロゴマークと組み合わせて使用
することはできません。
また、ロゴマークに他の文字やデザイン
を加えて使用することはできません。

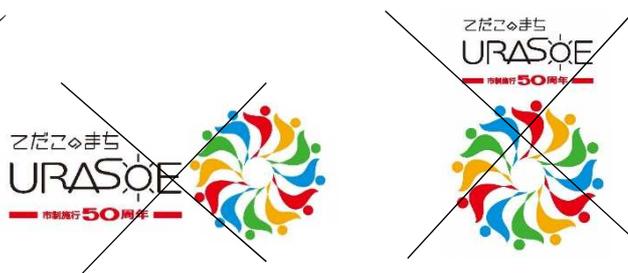


- (6) アイソレーションエリア（余白）内に
他の要素を表示して使用することは
できません。



(7) シンボルマークとロゴタイプの位置関係は **6. 種類** のパターンのみとします。

(ロゴタイプが、シンボルマークの上側や左側に位置して使用することはできません。)



(8) パーツの間隔（バランス）を変更して使用することはできません。

※間隔（バランス）については、**6. 種類** のとおり。



(9) ロゴタイプの文字は、書体、色、大きさ、文字を変えて使用することはできません。



12. その他

(1) 「**市制施行50周年**」は市制施行50周年記念用のため、表示については、2021年3月31日までとします。



2021年3月31日まで



2021年4月1日から

※2021年3月31日より前に使用を開始し、2021年4月1日以後も引き続き使用予定の場合は、2021年3月31日以前においても「 市制施行 **50周年** 」の表示を省いて使用することも可能とします。

- (2) ロゴマークの一切の権利は、浦添市に帰属します。
- (3) ロゴマークの使用にあたり、トラブルや損害が生じた場合、浦添市は一切の責任を負いません。